



協会けんぽ

広島支部からの

お知らせ

2025年

10月

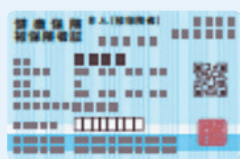
加入者の皆様へお知らせいただきますようお願いいたします

令和7年12月2日から従来の健康保険証は使用できなくなります

健康保険証は令和6年12月2日から新規発行終了となり、医療機関等への受診はマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しました。

既に発行済みの健康保険証は、経過措置期間の期限が到来する令和7年12月2日から(*)使用することができなくなります。医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をぜひご利用ください。

*退職等で資格喪失する場合は、退職日の翌日から使用できなくなります。



R7.12.2から
使用不可



健康保険証は
マイナ保険証へ

マイナ保険証についてはこちら
(協会けんぽホームページ)



マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書等の解説動画をご覧ください。



マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」での受診となります。受診方法は下記をご確認ください

令和7年12月2日からの医療機関等への受診方法

名称・形状	取得方法	使用目的	医療機関等での使用方法	特徴など
マイナ保険証  マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	●就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要です。 ●薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられます。 ●「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が不要です。
資格情報のお知らせ  紙製カード型	●新規加入者全員に発行 ●交付申請による発行	カードリーダーが使えない場合に医療機関等を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方 を医療機関等に提示	マイナンバーカードには健康保険証の記号・番号等の記載がないため、健康保険証新規発行終了後の給付金の申請等にもご活用いただけます。
資格確認書  プラスチック型	●資格取得時等に申請 ●交付申請による発行 ●マイナ保険証をお持ちでない方等に職権で発行（資格取得から30～50日後に発行）	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関等に提示	●有効期間あり（最長5年）。 ●「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が必要です。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込は**事前に登録が必要です**

医療機関で

- ☒ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます



スマホから

マイナポータルアプリをインストール



iPhone



Android



セブン銀行ATMで

- ☒ 必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせはこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

⚠️ご注意ください
マイナンバーカードの電子証明書には**有効期限**があります。



更新方法は**こちら**
(デジタル庁ホームページ)

10月は乳がん月間です！

協会けんぽでは、被保険者（ご本人）様※である偶数年齢の女性を対象とした【乳がん検診】（マンモグラフィを使用）の費用補助を行っています。生活習慣病予防健診とセットで受診ができますので、是非ご活用ください。

乳がん検診費用補助対象

生活習慣病予防健診を受診する
40～74歳の偶数年齢の女性の方

自己負担額

50歳以上の方 最高1,013円
40～48歳の方 最高1,574円
(ご年齢により検査の撮影方法が異なるため、負担額が異なります。)

生活習慣病予防健診についてや、補助が使える健診機関はこちらから！



※被扶養者（ご家族）様のがん検診については、各市町村での補助制度をご利用いただいています。詳細は市区町村のホームページ等をご確認ください。

健診後の健康サポート(特定保健指導)はなんと無料※で受けられます！

協会けんぽでは、健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある方を対象に、保健師・管理栄養士による健康サポート（特定保健指導）を無料※で行っております。食事や運動等の生活習慣を改善することで、多くの方がメタボを脱却し、生活習慣病の予防に取り組まれています。健康づくりのために、是非ご利用ください！

※被扶養者（ご家族）様については、自己負担額が発生する場合があります。

1 おすすめ

健診当日、健診機関で健診後
すぐに利用

健診当日に健診機関担当者から受診者へ利用の声掛けがあります。

※健診機関によっては利用できない場合があります。

2

健診後日、Zoomによる遠隔面談

健診後日、対象者のリスト等を事業所にお送りしますので、外部委託先であるCENTRIC株式会社にご連絡・日程調整のうえ利用いただけます。また、余裕を持った日程調整にご協力ください。(③も同様の流れとなります。)

3

健診後日、
勤務先に指導員
が訪問し面談

詳しくはこちら！



令和7年度 健康づくり優良事業所の認定を行いました！

「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所」とは、広島県内における健康経営の更なる推進と普及を目的として実施している、協会けんぽ広島支部の認定制度です。「ひろしま企業健康宣言」エントリー事業所様を対象に、令和6年度の健康づくりの取組を確認させていただいた結果、令和7年度 健康づくり優良事業所として**2,672社**を認定しました。

令和7年度 健康づくり優良事業所 認定状況

認定状況（★の数）	認定事業所数
★★★★★（ゴールド）	793社
★★★★（シルバー）	1,169社
★★★（ブロンズ）	710社
合 計	2,672社

(令和7年8月27日時点)



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所



認定を受けた事業所へ
認定証を送付しています！

認定事業所の
一覧はこちら



◀認定証
(イメージ)

協会けんぽ広島支部移転のお知らせ

協会けんぽ広島支部は**令和7年9月16日(火)**に移転いたしました。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

移転先：〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

詳しくは
こちら



協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2025年10月号)

<発行>  全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30～17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

被扶養者認定における 年間収入要件の一部変更について

扶養認定日が令和7年10月1日以降で扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く。）は、「年間収入150万円未満」に変わります。

詳しくはこちら
(日本年金機構
ホームページ)

